

第27期東京都自然環境保全審議会
第2回温泉部会
速 記 録

令和7年12月19日（金）午後1時30分～
都庁第二本庁舎31階 特別会議室23

○関自然環境部長 それでは、定刻になりましたため、第2回「温泉部会」を始めさせていただきます。

本日は、お忙しい中御出席いただきまして、誠にありがとうございます。事務局を務めます、環境局自然環境部長の関でございます。

まずは定足数について御報告いたします。

本日は、安川委員が御欠席となっております。温泉部会に所属する委員・臨時委員7名中6名の方に御出席いただいておりますので、規定により、会議は成立しておりますことを御報告申し上げます。

本日は、1件の審議を予定しておりまして、所要時間は1時間弱を予定しております。議論や御質問の状況によっては、時間が前後する可能性もありますが、御了承いただければと思います。

それでは、窪田部会長、早速ではございますが、審議の進行をお願いいたします。

○窪田部会長 ありがとうございます。

では、会議に入ります前に、本日は傍聴を希望される方がいらっしゃいますので、東京都自然環境保全審議会運営要領第6の規定に基づき、傍聴を認めたいと思います。事務局は、傍聴人のウェブ参加を許可してください。

(傍聴者入室)

○窪田部会長 それでは、ただいまから、第2回「温泉部会」の審議を開催いたします。

本日の議事の流れについて御説明いたします。

本日の審議案件は、お配りしております次第のとおり、諮問第500号、渋谷区笹塚一丁目の温泉動力の装置についてとなります。

審議の方法については、まず、事業の概要を事務局から簡単に御説明いただきます。その後、事業者の方に入室いただき、事業の詳細内容について説明いただき、質疑応答を行います。質疑応答後は事業者に退室いただきまして、委員間での意見交換を行います。

次に、許可基準の適合状況について、事務局から説明いただきまして、委員間での意見交換を行います。

最後に、本審議会への報告内容について、部会としてコンセンサスを得るという流れとさせていただきます。

それでは、まず事務局から本日の資料の確認をお願いいたします。

○大久保水環境課長 自然環境部水環境課長の久保でございます。どうぞよろしくお願

いたします。

それでは、資料の確認をいたします。

資料1は「第27期東京都自然環境保全審議会温泉部会委員名簿」でございます。

次に、資料2-1が諮問第500号の「概要版」、資料2-2が「事業者用資料」、資料2-3が「許可基準の適合状況」、また、「事業者用資料」には委員限りとしまして「補足資料」がございます。

その他、参考資料1から4を配付しております。

資料はお手元にそろっておりますでしょうか。

次に、資料等の取扱いについて、事務局より御提案がございます。

各審議案件の「事業者用資料」の後半にございます補足資料は、井戸のケーシングプログラムや利用計画をはじめとする事業者の競争上または事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められる情報を含んでいることから、東京都情報公開条例第7条第3号の非開示情報に該当いたします。したがって、補足資料につきましては、一式、非公開とし、部会後は処分していただきますようお願いいたします。また、当該非公開資料に係る審議及び議事録につきましても非公開とさせていただきたいと存じます。

○窪田部会長 ただいま、事務局から資料、審議及び議事録の取扱いについて提案がございましたが、いかがでしょうか。

それでは、異議がないというところで、資料、審議及び議事録の取扱いは事務局案どおりということで、どうぞよろしく願いいたします。

資料の確認は以上となります。

それでは、ただいまから、諮問第500号、渋谷区笹塚一丁目の温泉動力の装置について審議を行います。

事務局より、申請の概要を説明していただきます。

○大久保水環境課長 それでは、お手元の資料に基づきまして、まず概要について、私から御説明させていただき、その後、申請者から事業の説明をしていただきます。

資料2-1を御覧ください。

申請者は、櫻護謨株式会社、目的は、温浴施設の浴用に供給すること、申請地は、渋谷区笹塚地内、地目は宅地です。

温泉の現況としましては、深さ1,207メートル、静水位がGLマイナス23.52メートル、動水位は、連続揚湯試験実施時でGLマイナス43.44メートルでございます。泉温は30.3℃、泉質名

は、ナトリウム塩化物・炭酸水素塩温泉です。

申請する動力は、出力3.7キロワット

吐出口断面積は、13.58平方センチメートル。

吐出量は、毎分100リットルです。

揚湯量は、日量38.14立方メートルとなっております。

続きまして、申請地周辺の状況でございますが、土地は申請者所有の土地。

周辺の概況としましては、京王線笹塚駅から東に約200メートルでして、周辺は住宅街や商業施設等が立地しております。

周辺1キロ以内の状況ですが、資料2-1の2ページの図2を御覧ください。本申請地点を星、既存源泉を赤い四角、湧水を青い丸、半径1,000メートルの範囲を赤の円で示しております。半径1,000メートルの範囲におきまして、既存源泉が2か所存在しており、それぞれ申請地より北に約250メートル、西に約925メートルの位置にございます。水道水源井戸等、特別に配慮を要する井戸はございません。湧水は1か所ございます。

最後に、稼働時の可燃性天然ガス対策ですが、動力の設置後、温泉採取許可申請がなされる予定です。

本申請の概要につきまして、私からの説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○窪田部会長 ありがとうございます。

続きまして、事業者のほうから資料2-2について御説明をしていただきます。事業者の方を御入室させてください。

(事業者入室)

○窪田部会長 それでは、事業者の方に事業の御説明をしていただきます。簡単に個人名と御所属を自己紹介していただければと思います。

○事業者 どうも皆さん、こんにちは。私は、今回の申請者であります櫻護謨株式会社のAでございます。ひとつよろしくお願ひいたします。

私どものメンバーの紹介をさせていただきますと、Bでございます。

○事業者 Bでございます。よろしくお願ひします。

○事業者 それから、こちらは設備、利用施設設計担当のCさんでございます。

○事業者 Cです。

○事業者 それから、あちらは掘削と揚湯試験を担当していますDさんでございます。

○事業者 Dでございます。よろしくお願いいたします。

○事業者 では、ひとつよろしくお願いいたします。

○窪田部会長 よろしく申し上げます。

どうぞ。

○事業者 それでは、早速ではございますが、事業者側の説明をさせていただきたいと思えます。お手元の資料のとおりですが、まず地図から参ります。

赤いポイントのところ、今回の動力装置の許可申請地になります。半径1キロの範囲内に、現在、温泉が渋谷笹塚温泉栄湯さんの250メートル地点、直線距離です。湯の楽代田橋さん、これが直接距離で925メートル、2か所ございます。地図、御覧のとおりでございます。

続きまして、2番の掘削中の周辺状況の御報告をさせていただきます。平成25年2月から大体8月ぐらいまで、これは準備と撤収も含めてですが、工期期間中に近隣より苦情はございませんでした。この敷地の中に弊社で所有しております井戸が1本ございます。距離としては東方向に約6.6メートル位置にございます。用途としては災害用、散水等の雑用水としての井戸でございます。常時水位に関しては、確認した時点でマイナス8.7メートル、令和6年度の記録では常時水位がマイナス8メートルからマイナス9.1メートルになっております。

付近の湧水に対しての御報告をいたします。JICAさん、国際協力機構東京国際センターさんの中に湧水が1か所ございまして、2025年11月18日に同センターを訪問し、弊社でやっております井戸の説明をいたしました。センターからは特段の意見はございませんでした。

3番に参ります。モニタリング計画です。水位、水量、水温測定に関しては、記載のとおり位置に自動観測ありで、頻度は違いますが、自動記録をする形でのモニタリングをする予定でございます。電気伝導率・pHの測定につきましては、計測機器によって手動で月1回記録を取る予定でございます。

以下、機器の説明が添付されておまして、御覧のとおりになります。

4番目、温泉分析の結果につきましても、温泉分析書を添付しておまして、御覧いただければと思います。ちょっと画面上はまだ計測機器のカタログが今表示されております。分析結果表が以下出てまいります。

○窪田部会長 ありがとうございます。

ここからは非公開資料の説明となります。傍聴者は傍聴することができませんので、事務局は傍聴用の映像・音声を中断してください。

(非公開資料説明、質疑略)

○窪田部会長 ありがとうございます。

続きまして、許可基準の適合状況について事務局から説明していただきます。

○大久保水環境課長 それでは、本件の許可基準への適合状況を御説明させていただきます。
資料2-3を御覧ください。

まず、①についてです。本件の井戸深度は1,207メートルでして、500メートルを超えるため、既存源泉との距離が1,000メートルを超えていることが必要となりますが、今回の申請におきましては、1,000メートル以内に2か所の既存源泉が存在します。この場合、制限距離内の揚湯量の合計が②に示します、日量150立方メートル以下である必要がございます。

合計揚湯量につきましては、②のほうで御説明をいたします。

②についてですけれども、本申請地の地域の吐出口断面積の基準が21平方センチメートル以下のところ、今回は13.58平方センチメートルでして、基準を満たしております。

また、揚湯量の基準につきましては、先ほど申し上げましたとおり、半径1,000メートル以内の既存源泉の揚湯量と合計して日量150立方メートル以下となります。今回申請の揚湯量は日量38.14立方メートル、既存源泉の2か所の揚湯量は合計で日量110立方メートルであるため、半径1,000メートル以内の合計揚湯量は日量148.14立方メートルとなります。よって、基準を満たしております。

続きまして、③についてです。まず、配慮を要する井戸についてですが、周辺1,000メートル以内に、水道水源井戸または水道未給水地域における生活の用に供する井戸はございません。

配慮を要する湧水につきましては、周辺1,000メートル以内に湧水が1か所ございますが、地域の環境の保全のため重要な役割を持つ湧水として区による指定等は受けておりません。

なお、当申請につきまして、杉並区から、「地下水の涵養等の点から温泉水の揚水量について配慮願いたい」との御意見、渋谷区からは、「健全な水循環系や地下水環境を著しく乱すことがないよう配慮されたい」、また、「影響範囲の湧水個所について、土地の所有者や使用者などに対して情報提供を行うよう配慮されたい」との御意見がございました。なお、湧水に関しましては、今回の申請に先立ちまして、事業者から所有者のほうへ情報提供を行っております。

諮問第500号、渋谷区笹塚一丁目の温泉動力の装置に関する許可基準への適合状況について

での説明は以上でございます。御審議よろしくお願いたします。

○窪田部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、何か御意見等ございましたら、御発言をお願いいたします。いかがでしょうか。よろしいですか。

では、益子委員。

○益子委員 最後のところの渋谷区からの意見ですけれども、情報提供を行うよう配慮されたいということなのですが、このことに関しては、御要望としてお伝えする形になるのでしょうか。

○大久保水環境課長 そうですね。御意見をいただいた後に事業者にはお伝えをしまして、事業者から湧水の所有者には情報提供いただいております。

○益子委員 いつ、どのぐらいの間隔で情報提供するとかということは明示されていないようですから、逐次というか、所有者の要望するところに応じてというような意味合いで読み取っていいのでしょうか。

○大久保水環境課長 今回、動力装置を新たに許可申請することに関しての情報提供ということで受け止めております。

○益子委員 分かりました。

○窪田部会長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、採決に移りたいと思います。

諮問第500号、渋谷区笹塚一丁目の温泉動力の装置について、許可相当として審議会に諮ることを承認することで問題ないでしょうか。

(首肯する委員あり)

○窪田部会長 異議がございませんでしたので、そうしましたら、ありがとうございます。採決ということで、進めさせていただきたいと思います。許可相当といたします。

それでは、以上で、本日の議事につきましては全て終了いたしました。

全体を通して、また事務局に対して、何か御意見、御要望等ございますでしょうか。御質問等ありましたら、発言をお願いいたします。よろしいですか。

それでは、改めまして、本日審議した1件につきましては、答申(案)として、次回、第159回本審議会に報告させていただきます。

以上をもちまして、審議を終了いたします。進行を事務局にお返しいたします。

○関自然環境部長 本日は御審議ありがとうございました。

本日、許可相当との御意見をいただきました1件につきましては、次回の本審議会で御審議いただきたいと思えます。

以上をもちまして、第2回「温泉部会」を終了させていただきます。ありがとうございました。